第3章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 庁内推進体制

①宇治市男女共同参画施策推進会議(以下、「推進会議」という。) 副市長を委員長として、市長公室長、危機管理監、各部長、理事、議会事務局長、 消防長で構成し、本計画の推進に関する総合調整を行います。

②宇治市男女共同参画施策推進会議幹事会

男女共同参画課長を座長として、関係課長等で構成し、本計画の推進に関する具体的事項について検討します。

③具体的施策担当課

具体的施策ごとに所管する担当課への積極的な取組の働きかけを行うとともに 協力して取組を行います。

(2) 宇治市男女共同参画審議会

本計画の推進に関する重要事項について意見を聞き、計画推進に反映します。

〈宇治市男女共同参画審議会〉

「宇治市男女生き生きまちづくり条例」第26条の規定に基づき設置している 地方自治法第138条の4第3項に定める市長の附属機関。学識経験者や関係団 体の代表及び市民代表で構成し、本市の男女共同参画の推進に関する重要事項 について調査、審議等を行っています。

(3) 宇治市男女共同参画支援センター

JR宇治駅前市民交流プラザ(ゆめりあ うじ)に設置している「宇治市男女共同参画支援センター」において、本計画に定める施策を具体的施策担当課の取組と併せて推進するとともに、当センターを男女共同参画のための市民活動・市民交流の拠点として一層の活用を図ります。

(4)計画の周知

本計画を広く周知し、男女共同参画の推進に関する市民意識の醸成を図るとともに、市民等の積極的な実践活動を促進します。

2. 計画の進行管理・評価・公表

(1)数値目標等の設定

本計画を実効性のあるアクションプラン(行動計画)とするため、できる限り具体的な目標値または指標値を設定します。とりわけ、本市における女性職員の管理監督者への登用、本市が設置する審議会等の委員の構成については、国の目標値を踏まえながら段階的に目標値を設定し、積極的に男女の均等を図るよう努めます。

(2) 進行管理・評価

本計画は、推進会議において計画的に進行管理を行うこととし、数値目標に設定した項目については可能な限り毎年度、数値を把握し、施策の進捗状況の評価を行います。また、施策の実施状況をとりまとめ、宇治市男女共同参画審議会の意見を聞きながら、以後の施策に適正に反映させるよう努めます。

(3) 実施状況の公表

「宇治市男女生き生きまちづくり条例」第18条の規定に基づき、本計画に関する施策の実施状況について年次報告書を作成し、市のホームページ等において公表します。

3. 市民等との連携・協働の推進

(1)関係機関・団体等との連携

本計画を効果的に推進するため、国・京都府の機関や近隣市町村及び関係団体等と緊密な連携を図ります。とりわけDV対策については、配偶者暴力相談支援センターの機能を有する「京都府家庭支援総合センター」及び京都府宇治児童相談所内の「京都府南部家庭支援センター」をはじめ、京都弁護士会、宇治久世医師会、宇治警察署等の専門機関と宇治市DV対策ネットワーク会議を通じ、より連携を強化します。

(2) 市民等との協働

本計画の推進にあたっては、市民等が行う男女共同参画のための活動の一層の促進が重要であることから、本市と市民等との協働を積極的に推進します。

4. 計画の推進にかかる目標値

基本方向1 多様な選択を可能にする男女共同参画意識の浸透

項目	第 4 次計画策定時	現状値	目標値・指標値
境日	(2015 • H27)	(2020 • R2)	(2025 • R7)
「男女共同参画社会」という言葉の認識度	60. 4%	71.8%	80%
*1	00. 4%	71.0%	00%
「ジェンダー(社会的・文化的に形成され	41. 7%	67. 3%	80%
た性別)」という言葉の認識度 ※1	41. 7%	07. 3%	00%
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであ	44. 7%	52. 7%	60%
る」という考え方に反対する割合 ※1	44. 790	JZ. 190	00%

基本方向2 あらゆる分野における女性の活躍の推進

項目	第 4 次計画策定時	現状値	目標値・指標値
	(2015 • H27)	(2020 • R2)	(2025 • R7)
ハラスメントに対する対策を講じている			
事業所の割合 (就業規則等での明示及び相	26. 4%	15. 4%	30%
談窓口の設置) ※1			
本市審議会等における女性委員の登用割	28. 6%	28. 6%	40%
合 ※2	20. 0 70	20. 0 70	40 70
女性委員がいない本市審議会等(女性委員			
がいない本市審議会等の数/本市審議会等	14/88	11/94	0
の数)※2			

事業所のハラスメント対策は、第4次計画策定時は何らかの対策をしている事業所の割合で、2020・R2 は就業規則等での明示と相談窓口の設置のどちらも実施している事業所の割合としている

基本方向3 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現

= 175130			
項目	第 4 次計画策定時	現状値	目標値・指標値
	(2015 • H27)	(2020 · R 2)	(2025 • R7)
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉	54. 5%	60. 5%	70%
の認識度 ※1	34. 3%	00. 3%	70%
育児を支援する対策を講じている事業所	52.8%	57. 8%	70%
の割合 ※1	32. 6%	37. 8%	70%
介護を支援する対策を講じている事業所	35. 8%	46. 0%	60%
の割合 ※1	30.0%	40.0%	00%

基本方向4 安全・安心な暮らしの実現

福口	第 4 次計画策定時	現状値	目標値・指標値
項目	(2015 • H27)	(2020 • R2)	(2025 • R7)
男女共同参画支援センター(ゆめりあうじ)	26.8%	18. 4%	30%
女性のための相談窓口の認知度 ※1	20. 0%	10. 470	30%
「デートDV」という言葉の認識度 ※1	_	27. 4%	40%

デートDVの認識度の現状値については2014年(平成26年)度内閣府調査による

基本方向5 協働による男女生き生きまちづくりの推進

項目	第 4 次計画策定時	現状値	目標値・指標値
	(2015 · H27)	(2020 • R2)	(2025・R7)
地域活動へ参加したことがある人の割合 ※1	66.8%	70.3%	80%

宇治市役所での取組

項目	第 4 次計画策定時 (2015 · H27)	現状値 (2020・R2)	目標値・指標値 (2025・R7)
本市管理監督者への女性職員の登用割合 ※2	20. 2%	22. 1%	25%
本市男性職員の育児休業取得率(取得者数/ 対象者数) ※2	4. 0%	11.1%	30%

※1は、指標値で、市民意識実態調査・事業所調査により把握する数値です。

指標値は、現状の数値に 10%を加算し、1 の位を四捨五入した数値としています。また、第 4 次計画策定時より現状値が下がっているものは、指標値を前回 (2020・R2) のままとしています。 ※2 は、目標値で、庁内関係課への進捗状況調査により毎年把握する数値です。

目標値は、本市の状況や本市の他の計画の目標値等を踏まえて設定しています。国や府の動向を踏まえ、変更することがあります。

以下の項目については、市民意識実態調査等により今後も動向を把握します。

- ・社会通念・慣習で男女平等と感じている人の割合
- ・学校教育の場で男女の地位が平等になっていると思う人の割合
- ・職場で男女の地位が平等になっていると思う人の割合
- ・政策方針の立案・決定において女性の意見が反映されていると思う人の割合
- ・地域において男女の地位が平等になっていると思う人の割合
- ・DVを経験したことのある人の割合
- ・ハラスメントを経験したことのある人の割合 等